

第9節

国際戦略の推進

SECTION 09

→ 1 国際政策の推進

(1) アジア・ブロードバンド計画の推進

アジア地域のブロードバンド環境の整備に向けた行動計画として、総務省は平成15年3月、e-Japan重点計画-2002及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002に基づき、関係府省とともにアジア・ブロードバンド計画を策定した。本計画は、2010年までに、アジアが世界の情報拠点（ハブ）になることを目指しており、e-Japan戦略Ⅱ、e-Japan重点計画-2004、IT政策パッケージ2005等においても着実に推進することとされている。

これまでに、アジアの9か国・地域との間で本計画推進に関する協力取決め等を締結し、2005年8月には、インドとの間で、「ICTフォーラム」第一回会合を産学官の参加のもと開催し、今後、協力を

推進することが合意された。多国間協力関係においても、日中韓の間ではICT9分野の協力に関する取決めについて合意がなされ、これらに基づき、各種研究開発プロジェクト、人材育成施策や政策対話等を実施している。

また、官民の強力な連携の下に本計画に基づく取組を加速するために、平成16年3月から、「アジア・ブロードバンド推進会議」を開催し、状況の変化等を踏まえ、今後実施又は着手すべきプロジェクトについて議論を行い、現在これらに基づき2010年の目標達成を目指し、案件形成、施策の実施を推進している。

図表3-9-1 アジア・ブロードバンド計画（概要）

I 目標(2010年)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① すべての人々がブロードバンドへアクセス ③ IPv6への移行、ICTでアジアが世界をリード ⑤ 文化的財産等のデジタル・アーカイブ化 ⑦ 情報通信分野の技術者・研究者を大幅に増加 | <ul style="list-style-type: none"> ② アジア・北米・欧州間の情報流通量を均衡化 ④ 人々が安心して情報通信技術を利用できる環境の整備 ⑥ 主要言語間の機械翻訳技術の開発・実用化 |
|--|---|

■■■■→ アジア域内の情報流通が活性化し、アジアが世界の情報拠点(ハブ)になることを目指す

II 「アジア・ブロードバンド計画」の推進 <これまでの取組例>

- 1 アジア・ブロードバンド計画推進等に関する各国との協力取決め等
 - (1) 二国間協力関係の構築
 - ・インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、カンボジア、フィリピン、中国、韓国、インドの情報通信主管大臣等との間で、共同声明等を探択
 - ・インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、モンゴル、カンボジアとの間で、具体的協力内容について政策対話を実施
 - (2) 多国間協力関係の構築
 - ・日中韓の情報通信主管大臣の間で、ICT 9分野の協力に合意。それぞれの分野ごとにワーキンググループ等を開催
 - ・APT、APEC、ASEAN+3等の国際会議において、アジア・ブロードバンド計画に基づく協力の働きかけを実施
- 2 アジア・ブロードバンド計画に基づくプロジェクト
 - (1) ネットワーク・インフラ整備(ODA)
 - ・ベトナム・南北光海底ケーブルの敷設、イラク・南北マイクロ基幹網整備計画、カンボジア・中部光ファイバ基幹通信網整備計画
 - (2) アプリケーション・コンテンツ・基盤技術開発
 - ・アジア・ブロードバンド・プラットフォームの構築(光ファイバ等によるテストベッドを活用したアプリケーションの開発・実証等)
 - ・NICTアジア研究連携センター(タイ自然言語ラボラトリー、シンガポール無線通信ラボラトリー)
 - (3) 人材育成
 - ・総務省、JICA、APT等によりICT分野の人材育成を実施。参加者 約767人(2005年度)
 - ・技術協力プロジェクト：ベトナム第三国研修(電気通信)、インドネシア政府職員に対するICT能力向上計画、マレーシア・マルチメディア・ネットワーク教育プロジェクト
 - ・専門家派遣： 2005年度 9名
 - (4) 防災のための情報通信システムの構築支援
 - 国際会議、政策対話等の機会を捉え、防災行政無線、津波警報等の放送システム等防災におけるICTの重要性・必要性について啓発

(2) 二国間・多国間での取組

1 二国間での主な取組

(1) 「成長のための日米経済パートナーシップ」

2001年6月、米国キャンプデービッドにおいて開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的として立ち上げられ、次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ等の各種会合の下、毎年多面的に協議を行っている。

2005年12月には、日米規制改革及び競争政策イニシアティブについて、日米政府間で電気通信分野を含む各分野に係る規制改革及び競争政策についての要望書を交換した。

また、2005年6月には、日米双方の情報通信行政に関し、ブロードバンド化や急速な技術発展の中でのあるべき規制や協力の在り方について幅広く意見交換を行う目的で、第4回日米情報通信政策協議が東京で開催された。

(2) 「日EU行動計画」

2001年12月、ブリュッセル（ベルギー）において開催された日EU定期首脳協議において、2001年から10年間の協力分野及び内容を具体化した「日EU行動計画」が採択された。また、2004年6月、第13回日EU定期首脳協議の共同プレス・ステートメントにおいて、「ICTに関する協力についての共同宣言」が発出された。本共同宣言に基づき、日EU定期協議、日EU・ICTシンポジウム等において模範事例及び意見の交換等を実施しており、また、日EU定期首脳協議後の共同プレス・ステートメントにおいて、協力の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、重点的協力事項の見直しを行っている。

(3) 日印共同声明

2005年1月、麻生総務大臣は来日したインド通信IT大臣と会談し、アジア・ブロードバンド計画の推進を含めICT分野における今後の二国間協力の推進を合意した共同声明を採択し、署名した。8月には、共同声明に基づく日印ICT大臣会合と産学官の参加する日印ICTフォーラム第一回会合を開催し、日印間のICTビジネス交流の促進や産学官の連携による取組の強化等について意見交換を行った。

(4) 二国間政策協議

総務省とオーストラリア通信・技術・芸術省は、2005年10月、第1回日豪情報通信政策協議を開催した。その他に、2005年にはこれまで政策協議を行っているイタリア・スウェーデン・フィンランド・米国・EU・カナダの情報通信担当省庁と、2006年にはフランス・フィンランドの情報通信担

当省庁との間で、政策協議を開催し、ICT政策や競争政策、電波政策、放送政策等ブロードバンド化や急速な技術発展の中であるべき政策や協力の在り方について幅広く意見交換を行った。

(5) 日加貿易枠組み・日豪貿易経済枠組み

今後の貿易・投資自由化や協力の在り方を包括的に検討する日加貿易枠組み（2005年11月発足）や日豪貿易経済枠組み（2003年7月発足）が設けられており、情報通信分野についても相互の政策についての共同研究や、協力関係の更なる深化について検討を行っている。

(6) 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）締結に対する取組

多国間交渉である世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）の枠組よりも高い水準の自由化を二国間で迅速に実現できるという利点に堪がみ、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）／経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。既にシンガポール及びメキシコとの間でEPAが発効しており、2005年12月には首脳会談においてマレーシアと協定署名に至っている。

電気通信分野では、外資規制の緩和、競争促進的な規制の枠組み整備のほか、共同研究等のICT分野における協力についても合意に至っている。タイ及びフィリピンとの間では大筋合意に達したところである。

さらに、フィリピンとは2006年の署名を目途に交渉中であり、ICT分野の二国間協力とともに、WTOルールとの整合性に留意しながら、外資規制の撤廃・緩和、相互接続ルール等の競争促進的な規制の枠組み等を実現すべく、協定の締結交渉を行っている。

また、2005年4月からASEAN全体と交渉を開始しており、ベトナム、ブルネイとの間でも交渉を開始する見込みである。チリとの間では2006年2月から交渉が開始されており、さらに、インドとの間ではFTA／EPAの交渉開始を検討するため、共同研究会を開催しているところである。

(7) 電気通信機器の認証に関する相互承認の推進

我が国の携帯電話等が海外でも円滑に利用できる環境を整備するため、電気通信機器の認証に関する相互承認の推進に取り組んでいる。これまでEU及びシンガポールとの間で相互承認協定（MRA：Mutual Recognition Agreement）を締結したところである。さらに、米国との間でも早期締結を目指し2005年11月から交渉を実施している。

2 多国間での主な取組

(1) 世界貿易機関（WTO）における新ラウンド交渉

2001年11月から開始されたWTO（World Trade Organization）ドーハラウンド交渉では、サービス貿易分野で最も重要な分野の一つとされている電気通信分野について、そのより一層の自由化に向け、各加盟国と積極的な交渉を展開している。我が国は、電気通信分野については、WTO加盟国の中でも最も自由化の進展している国の一つであることから、諸外国に対しては、一律に課せられている外資規制等の措置について、撤廃・緩和の要求を行っている。なお、2005年12月の香港閣僚会議においては、従来の二国間交渉を補完する新しいアプローチとして複数国間でリクエスト・オファー交渉を行うプルリ交渉の開始が決定され、ラウンド交渉妥結期限である2006年12月末に向けて交渉が加速化しているところである。

(2) アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

APT（Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年に設立されたアジア・太平洋地域における電気通信専門の国際機関であり、同地域における電気通信の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整及び地域的な電気通信問題の解決等を行っている。

APTでは、2005年度から、我が国からの特別拠出金により、情報通信網が十分に整備されていない地域に電話やインターネット等の環境を整備するプロジェクトを支援する「デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援」を新たに開始した。2005年度はフィリピン、モンゴル及びパプアニューギニアに対して支援し、2006年度も引き続き、アジア・太平洋地域に支援する予定である。

(3) 経済協力開発機構（OECD）

OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development）では、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP：Committee for Information, Computer and Communications Policy）における加盟各国の意見交換を通じ、情報通信に関する政策課題及び経済・社会への影響について検討を行っている。OECDの特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題につき経済学的な観点から客観的・学術的とされる議論を行う点にある。ICCPは、通信規制政策、情報セキュリティ、プライバシー等の分野において特に先導的な役割を果たしている。また、加盟国の情報通信動向・統計をまとめたOECD通信白書（Communications Outlook）を、2

年に1回発行している。

(4) アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）では、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）等において、次世代ネットワーク、デジタル・ディバイドの解消、ブロードバンドの普及、WTOへの貢献、電子商取引、セキュリティ及び人材育成等に関する議論及び情報交換が活発に行われている。

総務省は、TELの各分科会議長／副議長等を継続的に担当するとともに、各種課題に関する議論への積極的な参加、我が国の情報通信政策の紹介、研究開発プロジェクトの実施及びアジア・太平洋地域の情報主管庁との意見交換等を通じ、これらの会合に主体的に対応しており、APECの情報通信関連の活動に積極的に貢献している。

(5) 主要国首脳会議（G8サミット）

G8サミットでは、1994年のナポリ・サミット以来、情報通信関連のテーマが毎年取り上げられている。2005年7月に開催されたG8グレンイーグルス・サミットでは、アフリカのネットワークを通じた専門家の養成に関して、WSIS 第2フェーズへの期待が示されたほか、アフリカにおけるインフラへの投資促進を目的とする国際的インフラ・コンソーシアムを構築するための作業を継続することが確認された。インド洋災害関係では、世界的な早期警戒能力の向上のため、早期警戒システム等の支援が表明された。知的財産に関する海賊行為・模倣行為の削減に関しては、模倣品のインターネット上の流通及び販売の摘発及び防止を強化し、インターネット上の窃盗と闘う財海賊行為・模倣行為の削減に関しては、模倣品のインターネット上の流通及び販売の摘発及び防止を強化し、インターネット上の窃盗と闘う、等が盛り込まれた。

(6) 東南アジア諸国連合（ASEAN）+3電気通信及びIT担当大臣会合

本会合は、ASEAN加盟10か国と日本・中国・韓国3か国の電気通信担当大臣がASEAN地域における情報通信分野での協力関係につき議論するものであり、2005年9月には、ハノイにおいて第2回会合が開催された。

本会合では、電気通信及びITの発展のために、人材育成、通信インフラ整備、ASEANと日中韓の協力等について広く議論を行い、我が国からは総務省総務審議官が出席し、「アジア・ブロードバンド計画」の普及・促進を図るとともに、ASEAN諸国との協力を加速させた。

(3) 日中韓における協力・協調

2002年9月、マラケシュ（モロッコ）において、日中韓3か国の情報通信分野における協力等の促進を目的として、3か国の民間企業、研究機関等の関係者同席の下、第1回日中韓情報通信大臣会合が開催された。

2004年7月には札幌において、第3回日中韓情報通信大臣会合が開催された。会合では、日中韓3か国の情報通信分野における協力をより一層推進する観点から、2003年に合意された「協力取決め」

の改正を行い、新規協力項目として「電子タグ／センサーネットワークに関する協力」等の追加を行った（図表3-9-2）。

2003年から2005年にかけて、協力取決めに基づき、協力項目各分野における日中韓情報通信担当局長級ワーキンググループ等を開催し、情報通信分野における3か国の協力の推進を着実に進めている。

図表3-9-2 第3回日中韓情報通信大臣会合「改正協力取決め」（概要）

○ 国際協力

本協力枠組みの円滑な実施の支援、日中韓情報通信大臣会合の開催準備等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

○ 3G及び次世代移動通信

無線インターネットサービス、移動通信の国際ローミング、移動通信技術及びサービスに関する共同研究開発等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

○ 次世代インターネット（IPv6）及び電子タグ／センサーネットワーク

IPv6普及のための情報交換、電子タグ及びセンサーネットワーク技術に関する情報交換、ユビキタスネットワークに関する情報交換等の協力を行うためのワーキンググループ設置

○ デジタルテレビ及びデジタル放送

デジタル放送政策に関する情報交換、デジタル放送技術及びサービスに関する研究開発及び技術に関するセミナー開催等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

○ ネットワーク・情報セキュリティ

ネットワーク・情報セキュリティに関する政策及び制度、ハッキング、ウイルスを含むサイバー攻撃に対する共同対応、オンライン上のプライバシー保護に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

○ オープンソースソフトウェア

オープンソースソフトウェアのアプリケーションに関する評価、共同開発研究等に関する協力を行うための北東アジアオープンソースソフトウェア推進フォーラムの設置

○ 電気通信サービス政策

テレコムサービス政策に関する研究、相互接続に係る政策に関する情報、電気通信事業者間の紛争処理に関する情報交換等を行うための政策フォーラムの設置

○ 2008年北京オリンピック大会

通信ネットワーク、ネットワーク・情報セキュリティ、電子政府の構築及び高度化に関する協力を行うための連絡体制の設置

(4) 世界情報社会サミット (WSIS) ～国連主催による初の情報通信関係のサミット～

1 世界情報社会サミットの概要

世界情報社会サミット (WSIS: World Summit on the Information Society) は、ITU主導の下、国連の行事として、情報社会についての共通ビジョンの確立を図るとともに、そのビジョン実現等のための具体的な方策等を検討することを目的としている。WSIS第1フェーズは、2003年12月にジュネーブ (スイス) において54か国の政府首脳、83人の情報通信大臣等、176か国、約2万人が参加して開催され、首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、そのビジョン実現等のための基本宣言及び行動計画を策定した。

2 WSIS第2フェーズ

2005年11月にチュニス (チュニジア) において

第2フェーズが開催され、ジュネーブで採択された行動計画の具体的な実施方策やその体制、インターネットガバナンスの在り方及びデジタル・ディバイド解消に関するファイナンスメカニズムの検討がなされた結果、チュニスサミット文書 (チュニスコミットメント、情報社会のためのチュニスアジェンダ (以下、チュニスアジェンダ)) が採択された (図表3-9-3)。

我が国としては、2005年5月にユビキタスネット社会に関するWSISテーマ別会合を日本で開催し、ユビキタスネット社会の実現に向けて想定される課題やその課題を解決するための具体的な方策について提言をまとめるなど、WSIS第2フェーズに対しても積極的に貢献を行っている。

図表3-9-3 チュニスコミットメント・チュニスアジェンダの概要

チュニスコミットメント(要旨)

- 1 ジュネーブ基本宣言、行動計画に対する明確な支持
- 2 ジュネーブ行動計画等の着実な実施とフォローアップの重要性
- 3 デジタル・ディバイドを克服し、ミレニアム開発目標等の目標の達成を目指す
- 4 政府、民間セクター、市民社会等のすべてのマルチステークホルダーによる協調の必要性

チュニスアジェンダ(要旨)

- 1 前文
- 2 資金支援メカニズム
デジタル連帯基金について、「義務的でない性格を持ち、既存のメカニズムを補完するものとして歓迎する」という文言で合意
- 3 インターネットガバナンス
インターネット管理に関する課題について議論するフォーラム (IGF) を設置、2006年第2四半期までに第1回会合を開催
- 4 実施とフォローアップ
ジュネーブ行動計画の具体的な実施方法に関し、行動計画のテーマごとに、ITU、UNESCO、UNDP等の国際機関をモデレーターとして指名

我が国の主な主張

- ユビキタスネット社会実現に向けた取組の重要性
→チュニスコミットメント、チュニスアジェンダに記載

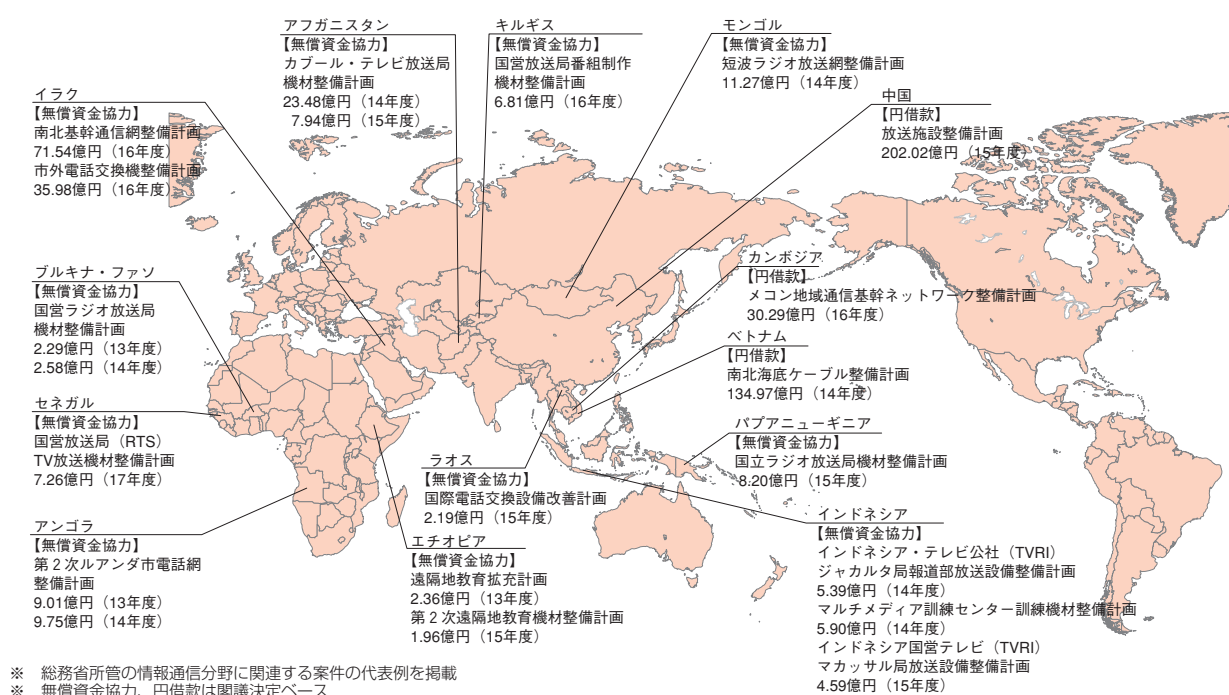
2 国際協力の推進

情報通信ネットワークは、経済の発展、雇用の拡大、国民生活の向上等をもたらすインフラとして、大きな期待が寄せられている。開発途上国においては、人口100人当たりの電話普及率が1台にも達しない国が30か国程度存在するなど、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が拡大しており、開発途上国を含め、世界的に情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

総務省としても、ICT分野の人材育成支援、開発途上国の情報通信主管庁との政策対話を通じたICT政策・制度策定支援、国際共同実験の実施等によ

る情報通信基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）、国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）等と協力し、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）等を通じて、開発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献している（図表3-9-4、3-9-5）。

図表3-9-4 過去5年間の資金協力の状況（平成13～17年度）



図表3-9-5 JICAを通じた技術協力等の実施状況（平成17年度）

	電気通信関係	放送関係	合計
研修員受入(人)	355 (512)	56 (73)	411 (585)
専門家派遣(人)	39 (23)	10 (17)	49 (40)
プロジェクト方式 技術協力(件)	9 (10)	1 (1)	10 (11)
開発調査(件)	1 (0)	0 (0)	1 (0)

※ 総務省所管情報通信分野に関連する案件のみを集計
 ※ () 内は前年度実績
 ※ 研修員受入、開発調査については、総務省ODA予算による研修、調査を含む

→ 3 国際標準化活動の推進

情報通信分野の国際標準化では、ITUが中核的な役割を果たしている。ITUにおいては、電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）及び無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）が標準化活動を行っている。

1 ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、電気通信における様々な技術課題に対する標準化作業を行っている。今会期（2005～2008年）においては特に、現在の電話網に代わる次世代のオールパケット型ネットワークである次世代ネットワーク（NGN：Next Generation Network）（図表3-9-6）や光伝達網等の標準化の推進や、新たな課題であるホームネットワーク及びネットワーク型電子タグ（RFID：Radio Frequency Identification）の標準化計画の検討が進められているところである。

また、具体的な標準化活動を行う研究委員会（SG）の議長・副議長に、我が国からは議長2名、

副議長8名が任命されたほか、各課題の責任者にも多数任命されるなど、積極的に活動を行っている。

2 ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、無線通信規則の改正、無線通信の技術・運用等の問題の研究や勧告作成及び周波数の割当・登録等を行っている。標準化に関しては現在、第4世代移動通信システム、広帯域無線アクセスシステム、緊急警報放送システム、防災無線システム等の標準化作業が進められている。我が国は、今会期（2003～2007年）において4名のSG副議長をはじめ数多くの役職を引き受けるとともに、SG会合等に多数の専門家が出席する等積極的に貢献している。

ITU-Rでは、2007年10月にITU-R部門全体の作業方法の見直しや勧告及び次研究会期の研究課題の承認等を行うITU無線通信総会（RA-07）が開催される予定であり、これに向けて、各SG会合に対して寄与文書を提出する等継続的に貢献していくこととしている。

図表3-9-6 次世代ネットワーク（NGN：Next Generation Network）の基本構成イメージ

